

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の 設定を受けている者
		土 地 の 所 在 地	現況地目	権利の種類 権利の内容	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年	支払方法	
			登記簿面積 m ²					
1	有限会社 こおげ農業開発センター (B:定款等を省略)	八頭町安井宿字三段田 1373	田	賃借権 水田	3年 0か・月 平成31年05月01日 平成34年04月30日	5,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	—
		八頭町延命寺字小泓 216-2	田	賃借権 水田		890		
		八頭町延命寺字大ヒヤリ 202-1	田	賃借権 水田		4,823		
		八頭町郡家殿字手前中嶋 582	田	賃借権 水田		4,787		
		八頭町篠波字仕切田 32	田	賃借権 水田		701		
		八頭町篠波字保木 308-1	田	賃借権 水田		3,867		
		八頭町篠波字落町 205	田	賃借権 水田		4,835		
		八頭町上峰寺字諸木 134	田	賃借権 水田		5,000		
				(内 2,620.00)				
		八頭町上峰寺字諸木 135	田	賃借権 水田		3,998		
		八頭町西御門字高松 355-1	田	賃借権 水田		4,801		
		八頭町大坪字向イ田 423-1	田	賃借権 水田		2,242		
		八頭町大坪字四十八 468-1	田	賃借権 水田		4,802		
		八頭町大坪字上引地 455	田	賃借権 水田		3,853		
		八頭町大坪字前田 44-1	田	賃借権 水田		4,825		
		八頭町大門字伊ノ坪 417	田	賃借権 水田		982		
		八頭町大門字下深田 354-1	田	賃借権 水田		4,810		
		八頭町大門字株木 479-1	田	賃借権 水田		4,843		
		八頭町池田字梨子ヶ坪 749	田	賃借権 水田		5,000		
		八頭町福本字橋向 568	田	賃借権 水田		3,000		
		(内 1,700.00)						
八頭町万代寺字洞々 324	田	賃借権 水田	3,881					
		20 件 計 42,923.00 (内 42,436.00)						

2 有限会社 田中農場 (B:定款等を省略)	八頭町奥谷字井手ノ上 146-1	田	2,305.00	賃借権 水田	3年 0か月 平成31年05月01日 平成34年04月30日	5,752	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
	八頭町奥谷字井手ノ上 147-1	田	2,749.00	賃借権 水田		5,783		
	八頭町奥谷字井手ノ上 147-2	田	2,054.00	賃借権 水田		5,696		
	八頭町奥谷字深田 262	田	2,657.00	賃借権 水田		5,780		
	八頭町奥谷字深田 263	田	2,316.00	賃借権 水田		5,984		
	八頭町下坂字ヲコ作り 31-1	田	1,054.00	賃借権 水田		6,973		
	八頭町下坂字屋敷 448-1	田	636.00	賃借権 水田		4,952		
	八頭町下坂字屋敷 448-2	田	2,093.00	賃借権 水田		4,945		
	八頭町下坂字下イロメン 480	田	294.00	賃借権 水田		4,421		
	八頭町下坂字下モ樋詰 469-1	田	3,935.00 (内 3,000.00)	賃借権 水田		7,000		
	八頭町下坂字花田 42	田	1,418.00	賃借権 水田		6,516		
	八頭町下坂字花田 43-1	田	2,361.00	賃借権 水田		6,997		
	八頭町下坂字花田 43-2	田	360.00	賃借権 水田		7,000		
	八頭町下坂字五反田 466-1	田	2,487.00	賃借権 水田		6,980		
	八頭町下坂字五反田 467-1	田	992.00	賃借権 水田		4,939		
	八頭町下坂字五反田 467-2	田	648.00	賃借権 水田		4,938		
	八頭町下坂字五反田 468-5	田	1,392.00	賃借権 水田		4,956		
	八頭町下坂字上イロメン 483-2	田	517.00	賃借権 水田		4,738		
	八頭町下坂字上イロメン 485-1	田	1,532.00	賃借権 水田		4,732		
	八頭町下坂字縄手 490-2	田	433.00	賃借権 水田		4,618		
	八頭町下坂字縄手 490-3	田	59.00	賃借権 水田		5,084		
	八頭町久能寺字大畑ケ 1190-1	田	1,062.00	賃借権 水田		4,943		
	八頭町久能寺字大畑ケ 1191-1	田	541.00	賃借権 水田		4,621		
	八頭町宮谷字下福井 91	田	570.00	賃借権 水田		3,000		
	八頭町宮谷字脊戸田 25-2	田	1,648.00	賃借権 水田		2,839		
	八頭町宮谷字脊戸田 28-2	田	682.00	賃借権 水田		1,935		

		八頭町山田字今宮 54	田	2,373.00	賃借権 水田		4,846		
		八頭町山田字今宮 55	田	2,353.00	賃借権 水田		4,844		
		八頭町山路字岡田 41-1	田	1,327.00	賃借権 水田		4,935		
		八頭町山路字岡田 42	田	1,480.00	賃借権 水田		5,000		
		八頭町山路字中嶋 22-1	田	3,250.00	賃借権 水田		4,876		
		八頭町山路字中嶋 32	田	1,779.00	賃借権 水田		4,890		
		八頭町山路字堂ノ前 12-1	田	639.00	賃借権 水田		1,977		
		八頭町山路字櫻ヶ坪 54-1	田	967.00	賃借権 水田		2,978		
		八頭町山路字櫻ヶ坪 55-1	田	1,049.00	賃借権 水田		4,957		
		八頭町山路字櫻ヶ坪 55-2	田	1,014.00	賃借権 水田		4,635		
		八頭町石田百井字岡見前下分 984	田	2,208.00	賃借権 水田		4,981		
		八頭町石田百井字岡見前下分 988	田	2,584.00	賃借権 水田		4,818		
		八頭町石田百井字嶋崎 868	田	3,050.00	賃借権 水田		4,934		
		八頭町大坪字今宮 163	田	1,245.00	賃借権 水田		3,983		
		八頭町大坪字今宮 165	田	782.00	賃借権 水田		2,992		
		八頭町土師百井字河原田 533	田	2,465.00	賃借権 水田		4,989		
		八頭町門尾字上河原 93-1	田	1,122.00	賃借権 水田		4,545		
		八頭町門尾字上河原 93-2	田	1,200.00	賃借権 水田		5,000		
		八頭町門尾字長講 81	田	2,461.00 (内 2,231.00)	賃借権 水田		4,796		
				45 件 計 70,143.00 (内 68,978.00)					
3	有限会社 こおげ農業開発センター (B:定款等を省略)	八頭町下峰寺字沖代 45-1	田	1,877.00	賃借権 水田	0年 8か月 平成31年05月01日 平成31年12月31日	4,821	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
		八頭町下峰寺字沖代 45-2	田	1,202.00	賃借権 水田		4,825		
		八頭町下峰寺字沖代 46	田	2,966.00	賃借権 水田		4,838		
				3 件 計 6,045.00					
4	有限会社 田中農場 (B:定款等を省略)	八頭町下峰寺字下後川 73	田	2,994.00	賃借権 水田	2年 11か月 平成31年05月01日 平成34年03月31日	4,859	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
		八頭町下峰寺字下後川 74	田	2,939.00	賃借権 水田		4,933		
		八頭町下峰寺字下後川 77	田	1,511.00	賃借権 水田		4,731		
				3 件 計 7,444.00					

5	有限会社 田中農場 (B:定款等を省略)	八頭町下坂字岸ノ上 130-1 八頭町下坂字岸ノ上 131-1	田 1,687.00 田 1,232.00 2 件 計 2,919.00	賃借権 水田 賃借権 水田	2年 11か月 平成31年05月12日 平成34年03月31日	6,846 6,988	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
6	有限会社 田中農場 (B:定款等を省略)	八頭町延命寺字寺ノ下 239-1 八頭町門尾字前河原 109	田 1,557.00 田 3,028.00 2 件 計 4,585.00	賃借権 水田 賃借権 水田	1年 0か月 平成31年05月01日 平成32年04月30日	4,977 4,986	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
7	有限会社 田中農場 (B:定款等を省略)	八頭町花原字橋詰 294-1 八頭町久能寺字中野 1074 八頭町久能寺字南野 1030 八頭町久能寺字風呂屋 1099 八頭町山田字弓細工 65 八頭町大坪字今宮 164-1	田 3,004.00 (内 1,900.00) 田 875.00 田 1,596.00 田 2,083.00 田 1,744.00 田 400.00 6 件 計 9,702.00 (内 8,598.00)	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 平成31年05月12日 平成34年04月30日	3,000 2,982 4,981 4,992 4,185 3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
8	有限会社 こおげ農業開発センター (B:定款等を省略)	八頭町西御門字道垣 70-1	田 1,141.00 (内 780.00) 1 件 計 1,141.00 (内 780.00)	賃借権 水田	1年 0か月 平成31年05月01日 平成32年04月30日	1,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
9	有限会社 こおげ農業開発センター (B:定款等を省略)	八頭町別府字休ノ本 136-2	田 1,018.00 1 件 計 1,018.00	使用貸借 水田	3年 0か月 平成31年05月01日 平成34年04月30日	0	—	—

10	三木 昭範	八頭町米岡字上ノ田 1008	田 904.00 1 件 計 904.00	賃借権 水田	2年 11か月 平成31年05月01日 平成34年03月31日	2,688	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
11	三木 昭範	八頭町米岡字上ノ田 1009	田 1,580.00 1 件 計 1,580.00	賃借権 水田	4年 11か月 平成31年05月01日 平成36年03月31日	1,886	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
12	大村 祥一郎	八頭町用呂字前河原 304 八頭町用呂字曾崎 218-1 八頭町用呂字曾崎 218-2 八頭町用呂字走井手 327 八頭町用呂字走井手 328	田 1,784.00 田 1,727.00 田 400.00 田 1,954.00 田 757.00 5 件 計 6,622.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	10年 0か月 平成31年05月12日 平成41年05月11日	玄米150kg	物納	—
13	農事組合法人 八頭船岡農場 (B:定款等を省略)	八頭町見槻中字菅原 52-2 八頭町見槻中字前河原 475 八頭町見槻中字前河原 476 八頭町上野字西ノ下モ 468-1 八頭町西谷字下井古田 476-1	田 2,352.00 田 1,398.00 田 906.00 田 2,547.00 田 1,745.00 5 件 計 8,948.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	10年 0か月 平成31年05月01日 平成41年04月30日	5,000 5,000 5,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
14	農事組合法人 八頭船岡農場 (B:定款等を省略)	八頭町日下部字熊田 1643-1 八頭町日下部字熊田 1643-2 八頭町日下部字小河原 1664	田 1,832.00 田 809.00 田 2,913.00 3 件 計 5,554.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	5年 0か月 平成31年05月01日 平成36年04月30日	5,000 5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
15	農事組合法人 八頭船岡農場 (B:定款等を省略)	八頭町西御門字三反田 1013 八頭町石田百井字柳ヶ坪 655-1	田 1,165.00 田 1,179.00 2 件 計 2,344.00	賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 平成31年05月01日 平成34年04月30日	5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
16	安部 公吉	八頭町下津黒字岸田 103-1	田 1,486.00 1 件 計 1,486.00	賃借権 水田	3年 0か月 平成31年05月12日 平成34年04月30日	5,975	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

17	安部 公吉	八頭町別府字後井手 234 八頭町別府字大境 189	田 1,471.00 田 3,392.00 2 件 計 4,863.00	賃借権 水田 賃借権 水田	5年 0か月 平成31年05月01日 平成36年04月30日	2,834 4,997	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
18	石破 光春	八頭町郡家殿字隈之内 573	田 3,045.00 (内 2,700.00) 1 件 計 3,045.00 (内 2,700.00)	賃借権 水田	3年 0か月 平成31年05月01日 平成34年04月30日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
19	岡崎 昭都	八頭町市谷字前田 125-1 八頭町市谷字前田 125-4 八頭町市谷字地藏前 139-3	田 1,426.00 田 847.00 田 1,299.00 3 件 計 3,572.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 平成31年05月01日 平成34年04月30日	2,293 2,833 1,986	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
20	渡邊 雅俊	八頭町隼郡家字崎高下 513	田 3,045.00 1 件 計 3,045.00	賃借権 水田	5年 8か月 平成31年05月01日 平成36年12月31日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

1 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

A (略)

B 公告があった他の農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者に再度賃借権の設定等を行おうとする場合であって内容に変更がない場合。

(以下 略)

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借借の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。

(2) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(3) 借賃の改訂

この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(4) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(5) 遅延損害金

ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

(6) 修繕及び改良

ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。

(7) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。

エ その他当該土地の通常維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

(8) 賃借権又は使用貸借権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。

(9) 目的物の返還

賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) 機構関連事業について

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(13) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。